

第2章 いじめの理解

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの態様
- 3 いじめの構造
- 4 いじめの原因と背景
- 5 いじめの進行

第2章 いじめの理解

1 いじめの定義

いじめとは、どのような行為、事象を指すのでしょうか。考え方や対象の範囲によって、様々な解釈が成り立ちますが、ここでは本資料集で取り扱う、児童生徒間のいじめについて、その考え方や定義を確認しておきましょう。

(1) いじめとは

いじめは

決して許されない行為であり、いじめ防止等に全力で取り組んでいくことが大切です。いじめられている児童生徒を守り、いじめている児童生徒には毅然とした態度で取り組む必要があります。

児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

どの学校どの児童生徒にも起こりうるものです。
特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者にもなり得るということを正しく理解することが大切です。

(2) いじめの定義



身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。

いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めましょう。

2 いじめの態様

(1) いじめの態様

いじめの態様は様々で、発見しやすいものからそうでないものなど多種多様です。単独のいじめ行為だけでなく、混在して発生するケースが多く、また、エスカレートしていくこともあります。発達段階によって発生する態様にも違いがあり、小学校高学年・中学生になるにつれ、発見しにくく、陰湿化したいじめに発展する可能性があります。児童生徒の様子を見守り、いじめの早期発見・早期解決に努めることが重要です。

(2) いじめの例

<言葉などによるいじめ>

- ・冷やかしたり，からかったりする。
- ・身体や動作についての悪口を言う。
- ・通りすがりに悪口や皮肉を言う。
- ・数人で聞こえるように悪口を言う。
- ・嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・悪口を書いた手紙を机や下駄箱に入れる。
- ・授業中に咳払いをしたり，口まねをしたり，笑ったりする。
- ・黒板や壁に嫌がる落書きをする。
- ・いたずら電話をかける。
- ・悪意のあるうわさを流す。

<仲間はずれ・無視などによるいじめ>

- ・遊びやゲーム，集団に入れない。
- ・話しかけない。
- ・返事をしない。話しかけられても，無視をする。
- ・近づくと，その場からいなくなる。
- ・席（机）を離す。
- ・掃除の時に机を運ばない。
- ・手紙やメールで「〇〇を無視しよう」という指示がまわる。
- ・複数で見えるようにひそひそ話をする。
- ・複数でにらむ。



<暴力によるいじめ>

- ・小突く，つねる。
- ・わざとぶつかる。
- ・物をぶつける。
- ・そばを通るときに足をかける。
- ・閉じ込める。
- ・叩いたり，殴ったり，蹴ったりする。
- ・プロレスごっこ等と称して，技をかける。
- ・けんかをさせる。
- ・水をかける。
- ・泥やジャムなどを服につける。
- ・画びょうを刺したり，上履きの中に入れたりする。
- ・コンパスや鉛筆を突き刺す。
- ・火を押しつける。
- ・服を脱がす。
- ・髪の毛を切る。



<金品のたかりなどのいじめ>

- ・持ち物を「借り」て返さない。
- ・金品をたかる。
- ・恐喝する。
- ・物を高い値段で売りつける。

<金品隠し・盗難・物損などのいじめ>

- ・持ち物を隠したり、捨てたりする。
- ・持ち物に落書きをしたり、壊したりする。

<強要などのいじめ>

- ・登下校時に荷物を持たせる。
- ・使い走りをさせる。
- ・万引きや窃盗を強要する。
- ・笑われるようなことや恥ずかしいことを無理矢理させる。
- ・衣服を脱ぐことを、強要する。
- ・異性に抱きつかせたり、性的行為の強要をしたりする。



<ネットによるいじめ>

- ・インターネット上の掲示板やブログに誹謗・中傷の情報を掲示する。
- ・インターネット上に虚偽のうわさを流す。
- ・いたずらや脅迫の電子メールを送る。
- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外す。
- ・嫌がる姿や裸を携帯電話やカメラで撮影する。
- ・裸の写真をメールで送信したり、インターネット上に掲載したりする。

【コラム】「これっていじめ？」

当該児童生徒の間違った認識から、いじめが発生・深刻化していることがあります。

本人にいじめているという自覚がなく、冷やかしいたずら・からかいなど、遊びのつもりで行っていることも、受けている側がいじめられていると感じることがあり、当該児童生徒の間に大きな認識の差が生じることがあります。

また、いじめている側がひどくいじめているにも関わらず、その認識がないということもあります。逆に、いじめられている児童生徒が仲間集団からの排除や報復を恐れ、その事実を隠すこともあります。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的にとらえることなく、いじめられている児童生徒の立場に立って判断することが必要です。また、教師一人一人がいじめに対する感性を高めるとともに、早期発見のための方策や未然防止の体制づくりが重要となります。

いじめと法律との関係

学校の中で起きた「いじめ」や「事件」について、警察の介入を求めることが「教育の放棄」と受け取られることがあります。また、「被害届」などを、「どの時点」で「誰が出せばよいのか（具体的には、学校か、被害にあった児童生徒か、その保護者か）」など、判断に迷うことも多く、そのため事態を悪化させてしまう事例もあります。「平成24年11月2日付け文部科学省初等中等局長通知」では、「その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、（中略）学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である」としています。

「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案が発生した場合は、関係する保護者の理解を得ながら所轄警察署と相談し、対応を検討することが必要となります。そこで、どのような行為が「犯罪行為」として刑法に抵触するのか、事例を下記にまとめました。

＜いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例＞

事 例	刑法等
プロレスと称して、殴る蹴るの暴力をふるった。 廊下でひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした。	暴行罪 刑法第208条
顔を殴打し、鼻骨骨折等のケガをを負わせた。	傷害罪 刑法第204条
因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。	恐喝罪 刑法第249条
学校に来たら危害を加えると脅したり、メールを送ったりした。	脅迫罪 刑法第222条
服を脱いで、裸になることを強要した。	強要罪 刑法223条
カバンなどの所持品を盗んだり、教科書を隠したりした。 万引きをさせた。（窃盗の共犯）	窃盗罪 刑法第235条
携帯電話を故意に破損したり、教科書やノートを破いたりした。	器物損壊罪 刑法第261条
暴力をふるったり、脅かししたりして、わいせつな行為をした。	強制わいせつ罪 刑法第176条
校内や地域の掲示板、インターネットのサイトなどに「Aは試験で0点を取ったので馬鹿だ」など、何らかの事実を挙げて誹謗中傷した。	名誉毀損罪 刑法第230条
校内や地域の掲示板、インターネットのサイトなどに「Aは馬鹿だ」「気持ち悪い」「うざい」など、事実を挙げずに誹謗中傷した。	侮辱罪 刑法231条

3 いじめの構造

いじめは、「加害者」（いじめる側）「被害者」（いじめられる側）だけでなく、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や黙認したり見て見ぬふりをしたりする「傍観者」の存在によって成り立っています。

「観衆」はいじめを許容し、「加害者」のいじめを増長することがあり、「傍観者」が「観衆」に取り込まれ集団での立場が変わる場合があります。

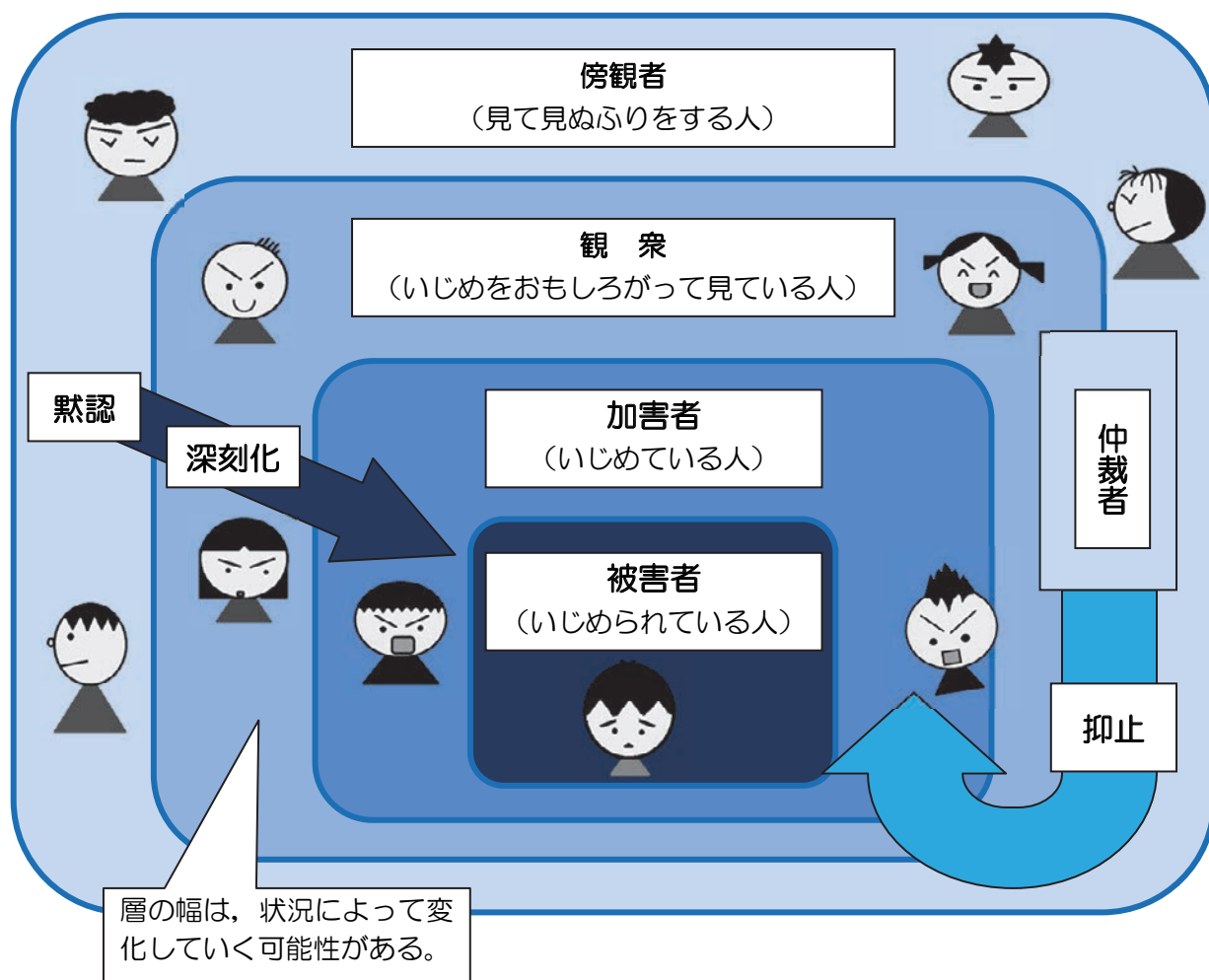
「傍観者」がいじめを黙認することで、いじめが深刻化する場合や「傍観者」から「加害者」に取り込まれる場合もあります。

「仲裁者」が「加害者」「被害者」の間にたつことで、いじめが抑止される場合があります。日ごろから「いじめは絶対に許されない」ことを理解している「仲裁者」が存在できる集団づくりが大切です。

また、「加害者」「被害者」の立場が逆転する場合や、「仲裁者」が「被害者」になる可能性など、集団におけるいじめにはいろいろなケースが考えられます。

いじめの構造は、
単にいじめている側といじめられている側の関係だけではありません。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることがあります。



4 いじめの原因と背景

(1) いじめの原因

いじめの衝動を発生させるいじめる側の攻撃動因には、次のようなことが考えられます。

集団内の 異質な者 への嫌悪

- ・ みんなで体育祭の練習やっているけど、Aさん足が遅いからうちのクラス勝てないよね。
- ・ Bさん最近態度大きくない？なんか気に入らないよね。
- ・ おそろいの消しゴム私たち持ってるから仲良し。Cさんは持っていないから仲良くしないで、私たちいつも一緒に居ようね。

違反への 制裁意識

- ・ この間Aくんのこと、Bくん文句言っていたよね。Aくんの言うこと聞かないと、後でなんかやられるよね。
- ・ みんなで遊んで掃除用具入れ壊したこと先生に黙っていようということになっていたけれど、Cのヤツ先生にチクったらしいよ。許せないよな。

ねたみや 嫉妬感情

- ・ Aさん、また漢字テスト満点取って先生に褒められてたよね。漢字ドリル隠して困らせない？
- ・ Bさんの周りにいつも男の子ばかり！なんかしゃべり方わざとらしいよね。お弁当一緒に食べたくないよね。次の授業終わったら、すぐ移動してどこか別のところで食べようよ。

心理的 ストレス

- ・ 最近親が勉強しろってうるさいんだけど、まいっちゃうよな。わかってんだよ、こっちだって。言われたら逆にやりたくなくなるんだよな。おまえんとこ、うるさくなさそう、この間ゲーム夜までみんなでしてても文句言わなかったろ。今度またゲームさせろよ。ゲームたくさん持ってるんだから。貸せよな。

遊び感情や ふざけ意識

- ・ あいつ面白いよな、からかうと。頭叩いたら、転がって、体くねらせて、みんなのウケ狙ってた。また、明日からかってやろう。今度は横腹でもツネってやろうかな。
- ・ この間A子の缶パンケース、からかって潰したら、ムキになって怒ってた、その顔が面白かったよな。次の日に違うの持ってきてたから、また潰したらムキになるかな、やってみよう。

欲しいものを 得たいと いう意識

- ・ 塾の帰りコンビニ寄らない？マンガ読んでから、アイス買って帰ろうよ。あっても俺金無いんだった。あいつ、A男この間、金無いって言ったら、ジュースおごってくれたよな。今日も言えばおごってくれんじゃね？
- ・ ねえ、化粧品ほしいんだけど、B子に万引きさせない？あたし等のグループに入りたがってたから、取ってきたら、グループに入れてやってさ。また、やらせればいいんだから。

被害回避 意識

- ・ Aくんたち、絶対Bくんのこといじめてるよね。見ていてBくんかわいそうだよな。でも、Bくんに声かけたら今度は私たちがいじめられるから、黙って見てるしかないよね。いじめられるなんて、絶対嫌だもん。

この他にも、攻撃性のある発達障害によるもの、コミュニケーション障害によるもの、またソーシャルスキルが不十分なために起こるいじめも考えられます。

(2) いじめの背景

3つの観点から背景を考えます。

ア いじめの許容空間

いじめを許してしまう集団のことです。教職員の指導態度と子供との関係で決まります。

管理統制の強すぎる学級

- ・教室がピリピリとした雰囲気、過度の緊張や競争など硬直化した空気が支配している場合、いじめが発生しやすくなります。

管理統制の弱すぎる学級

- ・子供となれ合い関係に陥りすぎていじめが見抜けなかったり、子供にルールを示せないために、特に影響力の強い子供に毅然たる態度で指導できず、いじめが許容されるようになります。

歯止め作用の効かない学級

- ・リーダーのノリに周りが過剰に同調し、それがいつまでも続いてしまう雰囲気、教職員の指導を聞かない状況があれば、いじめが発生しても、止められず続いてしまうことになります。

イ 最近の子供の特徴

いじめ行動に繋がる最近の子供の特徴をいくつか挙げてみます。

衝動的な性格

- ・俗に言う、「ムカつき、キレル」性格のことです。さまざまストレスを抱えた子供たちに緊張状態が続きます。この中に不安が入りこむと、その不安を解消しようと、一挙にさらに緊張感が高まり、情緒が不安定になります。情緒不安定が続いているときに、何かがきっかけとなり、キレルことに繋がります。衝動的な行動が増えているのは、この緊張状態を抱えている子供が増えている、緊張状態を抱えている時間が多く、キレル回数が増えていると言えます。不快から快への単純な行動をとります。「不快なもの」＝「安全でない」ので、「安全である」＝「快なもの」を子供たちは求めています。

自己中心的

- ・誰にでも自己愛は存在しますが、自己中心的な傾向が進むと、次第に、他人を尊敬できなくなり、自分のみを大切にするようになります。自己の能力を過信するようになって、周囲との関係が悪くなります。これには子供と親との関係が必要以上に近いことが原因となる場合があります。親が子供に注意を向けなかったときには、子供は親から愛されているという安心感を失ってしまい、親から愛される為に、もっと自分を認めてもらおうと、ますます自己中心的な行動をとるようになります。傷つけられたり、非難されたりすることが嫌いで一人で思い悩んだり、極端に反発したりします。

人間関係をつくる力のなさ

- ・ ネット社会で人間関係を構築しているために、現実社会で「他人の気持ちがわからない」、「人とうまくつながれない」という傾向が目立ちます。人間関係について過敏に行動し、常に他人からの見る目を気にしすぎて、集団内で浮かないようにすることばかり考えています。集団から浮けばいじめの対象になるからです。

一人でいられる力のなさ

- ・ 他人に対する信頼感が薄いことと、自分に自信がないことにより、一人でいることを嫌い、誰かとつながっていたいという気持ちを強く持ちます。これも生身の人間関係を作る機会が少なくなっていることが原因の一つです。グループにいないとすぐ悪口を言われるという不信感から一人にはなれず、グループから離れることを嫌います。どこかに所属していないと安心できない気持ちがあります。

幼児化

- ・ 行動においても言動においても主体性が乏しく依存的で未熟です。自分で考えることができず、自分で判断しようとしません。自分に責任があることの認識が薄いです。自分と向き合うことや悩むことを避けて通ります。自立した個人へと成長することが難しくなっています。

ウ 集団のメカニズム

学級は集団の一つです。いじめ行動につながる集団における負のメカニズムは次の通りです。

他人指向型

- ・ 社会が安定していた時代には伝統に対して服従しようとする「伝統志向型」が、また近代的な自我が覚醒する時代には、自己の内部をもって判断しようとする「内部志向型」が支配的であったことに対し、最近では「他人指向型」となっています。目に見えない価値観を張りめぐらせ、同時代の匿名の他者から発信される情報に基づいて自分の行動を方向づけるという特徴を持ちます。場の空気を読みたがるところに繋がります。

差異喪失から欲望模倣

- ・ 目立つことを嫌うことで差異が喪失されます。その状態は実は不安定な状態で、欲望模倣が生じやすくなります。欲望模倣とは、他人が欲する対象を知っていて自分もその対象を欲するようになり、他人をライバル視することです。そしてそのライバルをいじめて自分の不安定から脱却しようとすることです。

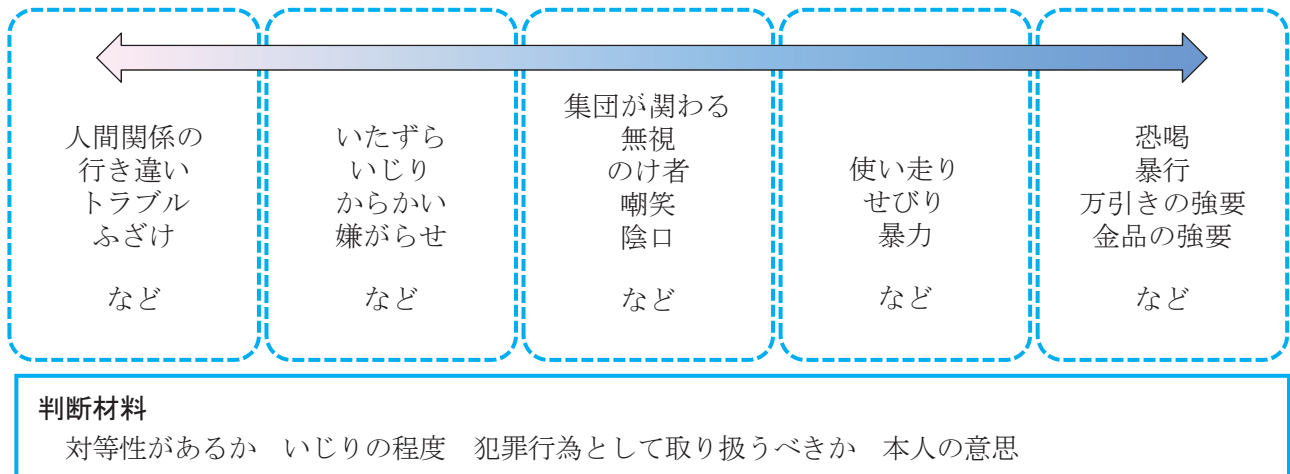
身代わりになる生贄

- ・ 集団に所属する各々の子供が抱えるストレスや悩みからの不安定さを、一人の生贄にぶつけることで、自分の不安定さを排除し、それがあたかも集団の秩序であるかのように、その生贄に対し、集団がいじめ行動をとり、自分の安定を確保しようとしています。

5 いじめの進行

(1) いじめの程度

いじめは日常生活の延長上で発生するので、逸脱性が見えにくく、そして逸脱性の判断が難しくなります。



(2) いじめの進行を理解する上での留意点

ア いじめに理由はない

いじめは特定の個人に起こる問題ではなく、またいじめられる側に理由がなくても発生することがあります。多くのいじめに共通しているのは、いじめが進行していく中でいじめられる理由が作り上げられていきます。例えば、本人やその家族に対するありもしない事柄を、ネット上でなりすまし行為として書き込んだり、周囲に噂話をしたりします。しかし、それが事実ではないことを証明することや反論することが難しいため、その内容が「いじめられてもしょうがない」という理由付けになっていきます。また、「笑い方が気に入らない」など、一方的で理不尽な理由により、いじめが発生・進行することもあります。

イ いじめは見えにくく、発覚しにくい

(ア) いじめが継続していても、時には優しく接したり、仲良くしたりされると、本人にとってはいじめが終わったように感じますが、翌日にはいじめが再開されます。このようにいじめをする・しないを切り替えられると、いじめを受けている側のダメージはさらに大きくなると同時に、周囲にはいじめが見えにくくなる可能性があります。

(イ) 連れだって行動していると、周囲には一緒に遊んでいるように見えます。また、そのような行動をとることで、いじめではないと巧妙に振る舞うことがあります。

(ウ) いじめをしている者が、いじめを受けている者に「バレたらあなたのせいだからね」と発覚しないように強要することがあります。そうになると、いじめを受けている者は、いじめの苦痛に加えて、「いつバレるか？」という不安まで抱えなくてはならず、自己の被害を隠すことに必死になります。このように、いじめの発覚を恐れる気持ちが一番強いのは、いじめを受けている当の本人であるケースが多くあります。

(エ) 被害を最小限に、またできるだけ短期間にするために、いじめを受けている者はいじめをする者に対して従順であることが最善策であるという心理に追い込まれます。例えば金品を強要されたとき、強要されること自体がいじめであるのにもかかわらず、「お金を渡せばいじめられずに済む」と思い込んでしまいます。また、強要されてもなお、そのグループと繋がっていたい心理が働き、できる限り要求に応えようとする場合もあります。



(オ) 最初は体育の授業中や休み時間などに、わざとボールをぶついたり、ぶつかったりします。しばらくはこうした行為を謝罪します。しかし、相手の反応の仕方等によっては、偶然を装った暴力から、許容された暴力に変化していきます。さらにいじめが発覚しないように、けがを伴わない小さな暴力を繰り返すこともあります。

ウ いじめはエスカレートする

(ア) 金品や万引きなどの強要はいきなり始まるわけではなく、陰湿で悪質ないじめが繰り返された後に、これらのいじめの交換条件として提示されることが多いものです。

(イ) 無視や嘲笑、陰口などのいじめが日常化し、いじめがマンネリ化したり、いじめを受けている者が苦しんでいるという実感が持てなくなったりしたとき、いじめはさらに悪質化します。

(ウ) いじめは集団化しやすくなります。いじめが集団化することにより、いじめの発覚を防ぐとともに、いじめる側の罪悪感を薄めます。また、1つの集団の中でいじめのターゲットは1人であることが圧倒的に多いのです。「いじめはいけないことだ」とわかっていても、いじめに加勢しなかったり、いじめられている児童生徒を守ったりすると、今度はその児童生徒がいじめのターゲットになってしまうことがあります。その集団では、積極的、消極的という差こそあれ、いじめに加担せざるを得ない状況が作られます。このように、被害者に同情しつつ、自らはいじめに加担しない傍観者であることも許されない事態になってしまう場合もあります。



(エ) 汚いもの、バイ菌扱いするいじめは、大げさに避けたり、故意に触れて嫌がる素振りをしたりします。やがて、給食に異物を混入させて食べられなくなったり、汚いものを食べることを強要したりします。いじめを受けている者は、これ以上ひどい目に合わないために、またいじめの発覚を防ぐために少量を口にすることがあります。そうすると、「汚いものを食べた」ことで汚い者扱いがさらに加速する結果になります。

(オ) 「からかい」は「ふざけ」の延長上で発生し、「無視」はいじめの大前提です。今の児童生徒にとっては、無視だけではいじめと感じていない可能性があります。少なくともいじめているという実感は持っていないことが考えられます。やがては、無視、からかい、嘲笑も一切ない、本当にいないかのように振る舞う、人間としての存在を完全に、または徹底的に否定するようないじめに発展していきます。このようないじめは周囲から最も見えにくく、手遅れになりやすくなります。

エ どんないじめでも命に関わる重大な結果につながる危険性がある

(ア) 「汚い、臭い」と言われ続けると、自分は本当に汚い、臭い人間ではないかとノイローゼ状態になってしまう場合があります。また、いじめる側や周囲の者もその人間を汚い、臭いものと思い込むようになってしまいます。このようないじめは終わりにくく、長期間続いてしまう傾向があります。



(イ) 金品を強要されて親のお金を持ち出したり、万引きを強要されて捕まったりすると、保護者や教師は非行に走り始めたと感じ、その行為をした児童生徒を叱責します。また、いじめの苦痛により、授業や勉強に身が入らず成績が下がると叱責します。このような状態になると、いじめを受けた児童生徒は、家庭も安らげる場所ではなくなり、さらに孤立感を深め、ますます自分の殻に閉じこもるようになります。

(ウ) 直接的な「死ぬ」ではなく、「いつ死ぬの?」「なんで死なないの?」と生きている価値がないと言われ続けたとします。朝からずっと無視されていて、声をかけられるのは暴力、金銭要求、悪口、誹謗中傷、汚い者扱いをされるときだけという日々が続くとしたら、生きる希望を失ったとしても何ら不思議なことではありません。